

1. 宮崎国際大学学則

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 目的
 - 第2節 組織
 - 第3節 教職員組織
 - 第4節 教育研究評議会
 - 第5節 教授会等
- 第2章 学年、学期、休業日
- 第3章 修業年限
- 第4章 入学
- 第5章 教育課程
- 第6章 履修方法
- 第7章 休学、退学、除籍、転入学・編入学
- 第8章 卒業、学位
- 第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生及び交換留学生
- 第10章 入学検定料・入学金及び授業料等
- 第11章 奨学金
- 第12章 賞罰
- 第13章 その他の施設
- 第14章 公開講座及び各種講習会等

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神「礼節・勤労」に基づき人格の陶冶に務め、国際的視野に立った教養と専門的知識・技術を修得し、文化の発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。これに関する事項は、別に定める。

第2節 組 織

(学部、学科)

第2条 本学において設置する学部・学科及びその入学定員・編入学定員・収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際教養学部	比較文化学科	100名	—	400名
教育学部	児童教育学科	50名	—	200名

2 各学部及び学科の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際教養学部は、大学の目的に沿って、内外の文化、社会と英語に通じた国際人の養成を目的とする。

比較文化学科は、学部の目的に沿って、国際的リベラル・アーツ教育を行うことを目的とする。

(2) 教育学部は、大学の目的に沿って、高い教養に基づく教育の専門的技能を備えた人材の養成を目的とする。

児童教育学科は、学部の目的に沿って、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士を養成することを目的とする。

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

(1) 大学院に置く研究科および専攻、課程は次に掲げるとおりとする。

国際教養研究科 国際教養学専攻、 修士課程

(2) 大学院に関し、必要な事項は別に「宮崎国際大学大学院学則」に定める。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第3条 本学に学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、学長補佐、一般職員、その他の職員を置く。

第4条 学長は、本学を代表し、校務をつかさどる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、学長を補佐し、学部に関する校務をつかさどる。

4 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その学業を助け、また自らの研究を行なう。

5 学長補佐は、学長の命に従い、校務をつかさどる。

6 一般職員は、総務、教務、学生事務、経理、施設管理その他の業務に従事する。

7 学長が欠けた時は、学校法人理事会がその代理者を定める。

第4節 教育研究評議会

(教育研究評議会)

第5条 本学の運営に係る事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の運営に関する事項は、別に定める。

第5節 教授会等

(教授会)

第6条 各学部教授会を置き、定期的にこれを開催する。

2 教授会は、議決に関与しない他の教職員・学生・参考人の出席を求め、意見を聴取することができる。

3 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

第7条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会運営に関する規定は、別に定める。

(委員会)

第8条 各学部の教授会に委員会を設置する。委員会に関する規程は別に定める。

第2章 学年、学期、休業日

(学年)

第9条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があれば臨時に授業等を行ない、休業日を変更し、また臨時休業を定めることができる。

第3章 修業年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は4年とし、在学年限は8年以下とする。

- 2 転入学者、編入学者又は学士入学者の修業年限は、2年以上とする。
- 3 その他の入学等志望者についての修業年限は、教授会の議を経て、学長が定める。

第4章 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、秋季入学の場合は、後期の始めとする。

(入学の資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条に定める、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第15条 本学への入学を志願する者は、別に定める書類に入学検定料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 入学志願者については、選考の上、合格者を決定する。
- 3 入学検定料は、どのような理由があっても、これを返還しない。

(入学の手続)

第 16 条 合格通知を受けた者は、所定の書類に入学金及び授業料等学生納付金（前期分）を添えて指定期間内に学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、教授会の議を経て、入学を許可する。
- 3 正当な理由なくして第 1 項の手続きを怠る者は、入学を許可しない。
- 4 入学金以外の既納の授業料等学生納付金は、3 月 31 日正午までに文書で入学辞退の申し出があった場合にのみ返還する。

第 5 章 教育課程

(教育課程)

第 17 条 学部・学科の授業科目及び単位数は、別表 1～14 のとおりとする。

第 6 章 履修方法

(授業科目の種類)

第 18 条 本学の授業科目の種類及び単位数、履修方法その他必要な事項は別に定める。

第 19 条 学生は学期ごとに履修する科目を選択し、所定の期日までに届け出なければならない。

(卒業の要件)

第 20 条 卒業の要件として、国際教養学部は合計 124 単位以上、教育学部は合計 128 単位以上を修得しなければならない。ただし、卒業要件の単位を充足しても、加算評定平均値が 1.5 に満たない場合、もしくは、別に定める英語習熟度の要件に満たない場合は、卒業できない。

- 2 国際教養学部の基礎教育科目、言語科目、海外研修科目、専門教育科目、キャリア教育科目、卒業論文、及び自主研究科目については、別に定める。
- 3 教育学部の教養基礎科目、教養発展科目、専門基礎科目、専門科目、実習科目、卒業論文については、別に定める。
- 4 秋季入学生に関する取扱は、別に定める。
- 5 特別進度学生に関する取扱は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格取得のための履修等)

第 21 条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を別表 8・別表 13 のとおり修得しなければならない。

- 2 前項の規定により、所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状・資格等の種類は、次のとおりとする。また、情報処理士、上級情報処理士、ビジネス実務士、保育士、こども音楽療育士、の資格を取ることができる。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
国際教養学部	比較文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 情報処理士 上級情報処理士 ビジネス実務士	英語 英語
教育学部	児童教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士資格 こども音楽療育士 情報処理士 ベビートイ 2 級 キッズトイ 2 級	—

(評価・評定平均値(GPA)及び進級)

第 22 条 評価は次の基準による。

- A (秀) (100～90点)
- B (優) (89～80点)
- C (良) (79～70点)
- D (可) (69～60点)
- F (不可) (59点以下)
- P (合格) (単位のみを修得した場合)
- X (未修得) (単位を未修得の場合)
- O (履修中) (通年科目を履修中の場合)
- I (未評価) (教員が最終の評価を行なえない場合)
- W (辞退) (自主的に科目を辞退した場合)
- R (強制辞退) (教員の判断によって、強制的に科目を辞退させられた場合)
- N (認定) (本学で履修のうえ修得した単位以外で、本学が認定した単位の場合)

S C (海外研修用代替科目) (海外研修用代替科目として履修のうえ修得した単位の場合)

- 2 評定平均値 (GPA) は、各科目の評価点 (A : 4、B : 3、C : 2、D : 1、F : 0) とその単位数の積を、卒業要件を満たす、A から F の評価を与えられた科目について合計し、その合計単位数で除したものをいう。
- 3 一定の成績を修めていない学生については、進級を許可されない場合がある。なお、進級に関する細則は、別に定める。

(単位算定基準)

第 23 条 1 年間の授業日数は、35 週にわたることを原則とする。各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目をおおむね 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義（授業）は、おおむね 15 時間をもって 1 単位とする。

(2) 演習は、おおむね 15 時間又は 30 時間をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文は学修の成果を評価し、単位数は国際教養学部では 6 単位、教育学部では 4 単位と定め、これを授与することができる。

3 第 1 項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 24 条 卒業論文は、あらかじめ個別指導教員の同意を得て届け出た題目について作成し、卒業年次の所定の期日までに提出しなければならない。

(試験)

第 25 条 試験は、あらかじめ履修科目登録票を提出して履修した科目でなければ、これを受けることができない。

第 26 条 試験は、毎年 2 回、学期の終わりに実施する。ただし、学長が教授会の議を経て、定期試験に替え得る方法を認めた科目はこの限りではない。

2 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行なうことがある。

(海外研修)

第 27 条 国際教養学部の学生は、原則として全員海外研修を行なう。海外研修中でも学生納付金は、第 48 条により納入しなければならない。

2 その他の時期に海外研修を希望する者は、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

3 学長は、教授会の議を経て、教育上有益であると判断した場合には、1 年間に限って本学の修業年限に算入し、かつ 30 単位までを本学において修得したものと認定する。

4 本条の定めるもののほか、海外研修について必要な事項は別に定める。

(遠隔授業による修得単位)

第 28 条 学則 23 条第 3 項の授業方法により修得した単位は、60 単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位の中に算入することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 29 条 在学中他の大学又は短期大学における授業科目の履修を希望する者は、学長がこれを許可する。

2 学長は、教授会の議を経て、教育上有益であると教授会が判断した場合には、他の大学

又は短期大学との協議により、30 単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

(本学以外の修得単位の認定)

第 30 条 本学以外で修得した単位については、学長が教授会の議を経て、本学における修得単位として 60 単位を超えない範囲で設定することができる。

第 7 章 休学、退学、除籍、転入学・編入学

(休学)

第 31 条 疾病その他特別の理由のため、2 カ月以上就学することができないときは、保証人連署の上休学願を提出し、許可を得てその学年又は学期中に休学することができる。

- 2 疾病のために休学する場合には、医師の診断書を休学願に添えなければならない。
- 3 休学期間は、通算 4 年を超えることができない。
- 4 休学期間は在学年限に算入しない。
- 5 休学期間中の学生納付金は、第 48 条第 3 項に準ずる。
- 6 休学者が復学するときは、所定の期日までに復学願を提出し、許可を受けなければならない。復学は学期の始めからとする。

(退学)

第 32 条 疾病その他の事由により退学したい者は、保証人連署の上退学願を提出し、許可を受けなければならない。

第 33 条 前条によって退学を許可された者が、再入学を願い出るときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

- 2 ただし、再入学の願い出が学期の途中であるときは、次の学期から許可する。

第 34 条 退学を願い出る者は、その学期までの授業料等学生納付金を納入しなければならない。

(除籍)

第 35 条 学長は、次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 所定の登録手続きをせず、また休学、退学の手続きをしない者
- (3) 授業料、諸費の未納が 3 ヶ月以上に及ぶ者
- (4) 在学年限を経過してもなお卒業に必要な単位を取得できない者
- (5) 休学期間を超えてもなお復学もしくは退学しない者
- (6) 死亡又は行方不明の者

- 2 除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の議を経てこれを許可する。

(転学部、編入学・転入学、並びに既修得単位)

第 36 条 学長の許可を受けることなく、他の大学へ入学又は転学部、編入学・転入学することはできない。

- 2 学生が、他の学部に転学部の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程・短期大学・高等専門学校・4年制大学卒業生及び4年制大学の2学年修了者は、選考の上、他の大学等で修得した単位を認定して、原則として3年次に編入学を許可することができる。
- 4 転入学に対しては、他の大学で既に修得した単位のうち、本学で認定した単位に応じて、今後履修すべき授業科目及び単位・時間数並びに在学年数を決定する。
- 5 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。

第 8 章 卒業、学位

(卒業)

第 37 条 学長は、第 12 条に規定する修業年限以上本学に在学して、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て卒業を認定する。

(学位)

第 38 条 学長は、卒業を認定した者に、学部学科ごとに次の学位を授与する。

国際教養学部比較文化学科	学士（比較文化）
教育学部児童教育学科	学士（教育学）

第 9 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び交換留学生

(研究生)

第 39 条 本学において、特定の専門分野の研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長が研究生として入学又は就学を許可する。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力（国際教養学部については特に英語力）があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生が、登録した授業科目を履修し、その試験に合格したときは、単位の修得を認め、成績証明書を発行するものとする。
- 5 研究生は、本学学生に関する一般の諸規則を守らなければならない。
- 6 研究生は、授業担当教員の許可を得て、授業に出席するものとする。

(科目等履修生)

第 40 条 本学の学生以外の者で、単位の取得を目的として本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、正規課程の学生の教育研究に支障のない範囲において、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 履修を許可された者は、所定の期限内に諸費用を納入しなければならない。
- 3 科目等履修生は授業担当教員の許可を得て、授業に出席するものとする。
- 4 交換留学等に関する協定を結んでいる大学からの科目等履修生志願に関わる選考費用その他については別に定める。

(特別聴講学生)

第 41 条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が特別聴講学生として、これを許可する。

(外国人留学生)

第 42 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学及び編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として、これを許可する。

(交換留学生)

第 43 条 国内外の大学の学生で、本学において交換留学生として教育を受けることを志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。期間は、1 学期間又は 2 学期間とする。

第 44 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び交換留学生に関する取扱いは、別に定める。

- 2 帰国生徒、社会人等に関する取扱いは別に定める。

第 10 章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 45 条 本学学生（研究生を含む）並びに科目等履修生・特別聴講学生の入学検定料については、別に定める。

(入学金等)

第 46 条 本学学生（研究生を含む）の入学金は、別表 15 に定めるところによる。ただし、科目等履修生・特別聴講生は登録料を納入しなければならない。

(再入学金)

第 47 条 第 32 条の規定により、退学した者が再入学を許可された場合には、前条に定める入学金の 2 分の 1 を納入しなければならない。

(授業料・施設設備費)

第 48 条 本学学生（研究生を含む）の授業料・施設設備費は、別表 15 に定めるところによる。これを次の 2 期に分けて指定期日までに納入しなければならない。

前期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで） 納期 4 月 10 日まで

後期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで） 納期 10 月 31 日まで

- 2 授業料・施設設備費は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。
- 3 学期が始まる前に休学願を提出した場合の休学期間中の授業料・施設設備費の納入は免除する。ただし、1 学期につき在籍料として 30,000 円を納入しなければならない。
なお、外国籍の学生が、兵役等出身国の定めにより、やむを得ず休学しなければならない場合は、学長がこれを免除することができる。
- 4 学期の途中において休学する場合は、その学期分の授業料等学生納付金を納入しなければならない。

(履修料)

第 49 条 科目等履修生・特別聴講生は、別に定める履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

(特別試験料)

第 50 条 特別試験（追試験、再試験）の料金については、別に定める。

(退学・除籍者の学納金の取扱い)

第 51 条 退学、除籍の者であっても、既納の学生納付金は返還しない。また、未納のときは、直ちにこれを納入しなければならない。

(延納・分納の届出)

第 52 条 正当な事由により学生納付金を延納・分納しなければならないときは、納期日までに延納・分納を願い出て許可を受けなければならない。

(納入した学生納付金の取扱い)

第 53 条 既納の学生納付金は、いかなる事情があってもこれを返還しない。

第 11 章 奨学金

(奨学金制度)

第 54 条 本学に奨学金制度を設ける。奨学金制度に関する規程は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、学生で品行方正かつ学業成績優秀の者で、他の学生の模範となる者は表彰する。

(懲戒)

第56条 学長は、学生が、学則又は著しく学生の本分に反する行為を行なったときは、これを懲戒する。

第57条 懲戒は譴責、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第58条 前条の決定による懲戒に対し異議ある者は、学長に対して再審査を請求することができる。

第13章 その他の施設

第59条 本学の学生は、学校法人宮崎学園の国際交流センター及び図書館その他の施設を利用することができる。

2 前項の施設の利用に関する規程は、別にこれを定める。

第14章 公開講座及び各種講習会等

第60条 学校教育法第107条の定めるところに従って、本学における教育研究を広く開放し、文化の向上に資するため、大学休業中又は適時に本学に公開講座及び各種講習会等を開設することができる。

(教員免許状更新講習)

第61条 教育職員免許状に基づく、教員免許状の更新講習を実施することができる。

2 教員免許状更新講習に関する事項は別に定める。

附 則

本学則は、平成 6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、比較文化学部は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学生の教育課程は従前の通りとする。

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和5年4月1日から施行する。